

浄法寺通所介護事業所 第1号通所事業（通所型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する浄法寺通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う第1号通所事業（通所型サービス）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員（以下「従事者」という）が要支援状態又は事業対象者にある高齢者（以下「要支援者等」という）に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、要支援者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）主たる通所介護事業所の名称及び住所地

名 称 浄法寺通所介護事業所
所在地 岩手県二戸市浄法寺町小池3番地

（2）従たる通所介護事業所の名称及び住所地

名 称 デイサービス おおみね
所在地 岩手県二戸市浄法寺町駒ヶ嶺43番地

（従事者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1） 浄法寺通所介護事業所

- | | |
|-----------|------|
| ① 管理者 | 1名 |
| ② 生活相談員 | 1名以上 |
| ③ 介護職員 | 3名以上 |
| ④ 看護職員 | 1名以上 |
| ⑤ 機能訓練指導員 | 1名以上 |

(2) デイサービス おおみね

- ① 管理者 1名
- ② 生活相談員 1名以上
- ③ 介護職員 1名以上
- ④ 看護職員 1名以上
- ⑤ 機能訓練指導員 1名以上

管理者は通所介護事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。

従事者は通所介護計画に基づき、通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する通所介護の利用申し込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また従事者と協力して通所介護計画の作成を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

浄法寺通所介護事業所・デイサービスおおみね

- ① 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし1月1日、1月2日を除く。
ただし日曜日の利用希望がある場合は営業とする。
- ② 営業時間 8時15分から17時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 9時45分から16時00分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 利用定員は、次のとおりとする。

- ① 浄法寺通所介護事業所 25名/1日
- ② デイサービスおおみね 10名/1日

(第1号通所事業(通所型サービス)内容及び利用料その他費用等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、二戸地区広域行政事務組合が定める基準によるものとし、第1号通所事業(通所型サービス)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証のとおりとする。介護保険適用外料金として、昼食400円、その他おむつ代や通常以外の活動等にかかる費用は全額個人負担とするものとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状況の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴サービス

- (6) 食事サービス
- (7) 相談、助言に関すること

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 第1号通所事業(通所型サービス)の提供に当たっては、規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行うものとする。

- (1) 従事者は、第1号通所事業(通所型サービス)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいよう説明を行うものとする。
- (2) 第1号通所事業(通所型サービス)の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (3) 第1号通所事業(通所型サービス)は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に認知症の状態にある要支援者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整えるものとする。
- (4) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその他置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した通所介護計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容について説明するものとする。
- (5) 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。
- (6) 従事者は、それぞれの利用について通所介護計画に従ったサービスの状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、二戸市とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、第1号通所事業(通所型サービス)の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(秘密保持等)

第12条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容のものとする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した第1号通所事業（通所型サービス）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター及び二戸地区広域行政事務組合等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(3) 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人二戸市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 25 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。